

No.15

R5.11 月上旬

発行

民間助成ニュース速報



島根県社会福祉協議会 地域福祉部・ボランティア活動振興センター（担当：足立）

TEL 0852-32-5997 / FAX 0852-32-5982 / E-mail voc@fukushi-shimane.or.jp

ボランティア・NPO 活動情報、助成情報はこちら→「島根いきいき広場」

<https://www.shimane-ikiiki.jp/>

※助成金の詳細は各助成元のHP等でご確認ください。

また、お問い合わせはそれぞれの助成元へ直接お願いします。

***配信停止および配信先変更をご希望の場合は、ご連絡ください。**

実施主体	公益財団法人さわやか福祉財団
事業名称	2023年度「連合・愛のカンパ」助成金
問合せ先	〒105-0011 東京都港区芝公園 2-6-8 日本女子会館 7階 公益財団法人さわやか福祉財団（立ち上げ支援プロジェクト） 担当：内田／小林 TEL：03-5470-7751 FAX：03-5470-7755

趣旨

さわやか福祉財団では、今年度も、日本労働組合総連合会（連合）「連合・愛のカンパ」より資金を提供いただき、地域の住民主体による生活支援等の助け合い団体立ち上げや新規事業開始を支援するための助成を行ないます。ウイズコロナの環境下、各地で人と人とのつながりや助け合う関係を広げようと多様な知恵や工夫による取り組みが生まれていることと思います。各市区町村の生活支援コーディネーターと協議体が支援する助け合い活動（地縁組織やNPO、グループ等）立ち上げ等を支援することにも、是非、ご活用ください。

助成対象活動・内容

新たに始める、地域における「ふれあい・助け合い活動」

高齢者・子ども・障がい児（者）を含めた地域ぐるみの助け合い・支え合い活動等。

※既存活動の継続は対象としません。また特殊事案の専門的研究、趣味・娯楽・教養サークルに類する活動も対象にならないことがあります。

対象活動の時期・期間

ふれあい・助け合い活動団体／グループに限定

助け合いによる生活支援活動を主たる目的とする任意団体、NPO 法人、グループ、サークルなど。

※社会福祉協議会ほか中間支援団体への直接の助成はしておりません。

なお、有限会社、株式会社のほか、単独の個人活動等も対象外とします。

使途条件

運営費（一般管理費）・事業費 いずれも可

備品購入・賃借料・通信費・会議費（飲食費含まず）等、「一般管理費」および「事業費」のいずれも可

※借入金返済、大型施設建築資金の一部充当等は対象外

助成金額

上限15万円まで（16団体を目途に助成）

応募締切

2023年11月30日（木）※郵送に限る。必着。

詳細については、HPにてご確認ください。

URL：

<https://www.sawayakazaidan.or.jp/information/news/campa2023-outline/>

実施主体	公益財団法人 日母おぎゃー献金基金 事務局
事業名称	施設助成金
問合せ先	〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町 14 番地 市ヶ谷中央ビル内 公益財団法人日母おぎゃー献金基金 TEL：03-3269-4787 FAX：03-3269-4730 E-mail：kikin1964@ogyaa.or.jp

趣旨

心身障がい予防と療育に寄与し児童福祉の増進を図ることを目的として、心身障がい児施設等を設置・運営する社会福祉法人等へ建物等の施設整備費や備品等の購入に対する助成と心身障がい予防、療育等に関する研究に対し次のとおり助成を行う。

対象施設

原則、18歳未満の心身障がい児童を入所又は通所ないし居宅させている公益目的施設を対象とする。その他、当財団理事長が助成を必要と認めた施設。

交付対象

入所又は通所ないし居宅児童のために必要とする建物等の施設整備費や備品等の購入費用。

【対象外の要件】

原則として、下記の要件に該当する場合は助成の対象としない

- (1) 個人に対する助成
- (2) 本助成を受けようとする建物や設備の整備及び備品等の購入の事業が、他の公的補助金又は民間補助金の対象となっている場合
- (3) 原則として、対象施設が過去3年間に、当財団より本助成を受けて建物や設備の整備又は備品等の購入をした実績がある施設
- (4) 助成の決定を受ける前に、事業の工事に着工若しくは工事が完了又は遊具や事務機器等を購入している場合
- (5) 医療機器の購入（医療費収入が発生するものは対象外）
- (6) 消耗品の購入
- (7) 設立主体が株式会社等営利目的団体である場合

助成金額

一施設の助成限度額は300万円とする。その年度の献金収入額によっては、増減することがある

助成期間

毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間

申請手続

(1) HP掲載の「様式Ⅰ」の用紙に記入し、必要書類を添え施設所在地の都道府県産婦人科医会（以下「都道府県医会」という）宛に都道府県医会の指定期日までに提出する（都道府県医会により期日が異なる。）

(2) 都道府県医会会長又はブロック長は妥当と認めた場合、推薦状「様式Ⅳ」を添え、毎年11月末日までに公益財団法人日母おぎゃー献金基金（以下「日母基金」という）理事長宛に提出する（申請書等はこちらからダウンロードして入手すること）

(3) 同一年度内における助成は、原則としてHP掲載の9地域にそれぞれ一施設とするが、同年度の献金収入額によっては、これを増減することがある
9地域において、それぞれの地域内の協議により、施設助成希望の順位を付して申請すること、助成に際してはその順序を参考とする

その他

上記施設助成金のほかに「什器・備品等助成金」「研究助成金」も同時に募集しています。（いずれも毎年8月1日～11月30日が募集期間）詳細については、HPでご確認ください。

応募締切

2023年11月30日（木）

詳細については、HPにてご確認ください。

URL：<https://www.ogyaa.or.jp/subsidy/outline.html>

実施主体	公益財団法人ヤマト福祉財団 助成金事務局宛て
事業名称	2024 年度ヤマト福祉財団助成金（障がい者給料増額支援助成金）
問合せ先	〒104-8125 東京都中央区銀座 2-16-10 公益財団法人ヤマト福祉財団 助成金事務局宛て TEL：03-3248-0691 FAX：03-3542-5165

趣旨

ヤマト福祉財団は、障がいのある方々が「自立して生活することで幸せを感じる」を大切に考えて活動しています。そこでヤマト福祉財団は、福祉施設・団体の方々へのお手伝いとして、障がいのある方々の給料を増額するための新規事業の立上げや生産性向上に必要な設備や機器を購入する資金と、障がいのある方々の福祉を増進するための事業や活動の資金を助成します。

この助成金は、障がい者の給料増額に努力し取り組む事業所・施設に対し、さらに多くの給料を支払うための事業の資金として助成します。

助成金額

50万円～上限500万円

助成件数

30件程度

助成対象事業

○障がい者の給料増額のモデルとなる効果的な事業

○現在の事業を発展させ給料増額につながる事業

○新規に行い、給料増額が見込まれる具体的な事業

※現在ある備品等の代替費用および材料費等の消耗品は対象になりません

応募要件

(1) 厚生労働省が発表した令和3年度全国平均工賃額16,507円以上（就労継続支援A型事業所は81,645円以上）※を支給していること

※年間給料総支給額÷（期末在籍数×12ヵ月）

年間給料総支給額÷（期末定員数×12ヵ月）

どちらかで試算した月額平均給料が16,507円以上（就労継続支援A型事業所は81,645円以上）支給していれば可

(2) 2022年4月から1年間の給料支給実績がない事業所・施設は対象になりませ

(3) 2024年4月以降に開始し、2024年12月末日までに購入を完了し、助成金を受給すること

(4) 助成対象事業について自己資金を負担すること（10%以上）※

※実施時においても負担割合は遵守すること

(5) 助成対象となる事業所・施設

○就労継続支援A型事業所・就労継続支援B型事業所・生活介護事業所・地域活動支援センター

○最低賃金減額特例許可申請施設は応募対象外です。

選考結果の通知

2024年3月開催予定の選考委員会で決定し、その結果を文書にて通知します（HPにも掲載します）

その他

障がい者福祉助成金も同時に募集しています。詳細については、HPでご確認ください。

応募締切

2023年11月30日（木）※当日消印有効

詳細については、HPにてご確認ください。

URL：<https://www.yamato-fukushi.jp/works/subsidy.html>

実施主体	公益財団法人 三菱UFJ信託地域文化財団
事業名称	2024 年度助成事業
問合せ先	〒103-0027 東京都中央区日本橋2-2-4 日本橋ビル 公益財団法人 三菱UFJ信託地域文化財団 事務局 TEL：03-3272-6993 FAX：03-3272-6994 ※お問合せは電話でお願いいたします。

趣旨

公益財団法人 三菱UFJ信託地域文化財団は、1989年の設立以来、地域文化の振興に資する音楽・美術・演劇・伝統芸能の各分野の活動団体に対する助成事業を行っております。2024年度助成事業として、以下要項により助成団体を募集します。

助成内容

永年地域文化の振興に寄与してこられた団体、とりわけ地域の音楽・美術・演劇・伝統芸能の各分野において努力されている諸団体の活動に対して助成支援を行う。

助成対象

(1) 国内の団体・法人が、日本国内で行う、地域文化振興に寄与し、文化・芸術的に優れた、公演・美術展等。

(2) 前項の公演・美術展等は、2024年度(2024年4月1日~2025年3月31日まで)に開催もしくは会期が開始するものとする。

募集部門

音楽部門、美術部門、演劇部門、伝統芸能部門、の4部門。

応募資格

(1) 音楽部門、演劇部門、伝統芸能部門は、アマチュアの団体・公演に限る。

(2) 美術部門は地域の人に優れた美術品を鑑賞する機会を提供する活動としているので、アマチュアとは限定しない。

(3) 過去に当財団の助成を受けた団体は、前回助成を受けた年度から、少なくとも5年超経過していること。但し、2019年度以降で助成が決定し、新型コロナウイルスの影響により公演等を中止した団体の応募は可とする。

助成要件

(1) 公演・美術展等を実施する際、チラシ・ポスター・プログラム等に、当財団から助成を受けている旨を表示する。

(2) 助成公演・美術展等が終了後、速やかに当財団所定の結果報告書を提出する。

助成決定

(1) 提出書類にもとづく選考委員会の審査を経て、2024年3月に決定の予定。

(2) 決定次第、当財団より各申請者宛に郵便で通知する。

応募方法

「助成申請書」はご捺印の上、必ず郵便または宅配便でご提出ください。

電子申請(メール)やFax、および持参による直接提出には対応しておりませんので、ご了承ください。

応募締切

2023年11月30日(木) ※当日消印有効

詳細については、HPにてご確認ください。

URL：<https://www.mut-tiikibunkazaidan.or.jp/>

